

第 5. 3. 24
号 1093

六、最ニ会社ヨリ解雇ヲ發表シタル。本場三郎外十名ハ向後会社
トハ一切愛干係タルコト
七、会社ハ此際最ニ發表シタル額解雇者十一名ニ対シテ手當金其他
總額金五千三百円ヲ支給スルコト
八、社宅ハ昭和五年六月三十日迄ニ引払フコト
九、社宅料ハ引払日迄ニ日割計算ノコト
十、尚罷業職工平瀬秀雄、須藤三三、内フク、前田ノブハ復職ヲ許シ
タリ
右及申(通)報候也

財團法人協同會大阪支所

第 2144

昭和五年三月二十日

大阪支所長事務取扱
理事 藤 幸

常務理事 森 出 敏一郎殿

原田誠機株式會社労働爭議ノ件

